主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意並びに、弁護人遠山丙市、同早川健一の上告趣意について。

死刑をもつて、憲法にいわゆる残虐な刑ということのできないことは当裁判所の 判例の示すところである。(昭和二二年(れ)第一一九号同二三年三月一日大法廷 判決)その余の論旨はいずれも刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

弁護人竹内卯一の上告趣意について。

論旨はいずれも刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。(所論の点は、本件「罪トナルベキ事実」に関するものではなく、又被告人の所論自供が任意性を欠く証跡もなく、又一審判決は所論自供の外、適法に補強証拠を挙げて事実を認定しているのである。)記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四〇八条に従い、主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年三月七日

最高裁判所第二小法廷

茂		Щ	栗	裁判長裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
郎	唯 —	村	谷	裁判官